

久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成24年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

「

別表中

30 年以上
979, 000 円
909, 000 円
849, 000 円
809, 000 円
734, 000 円
689, 000 円

を

「

30 年以上 35 年未満	35 年以上
979, 000 円	1, 079, 000 円
909, 000 円	1, 009, 000 円
849, 000 円	949, 000 円
809, 000 円	909, 000 円
734, 000 円	834, 000 円
689, 000 円	789, 000 円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。